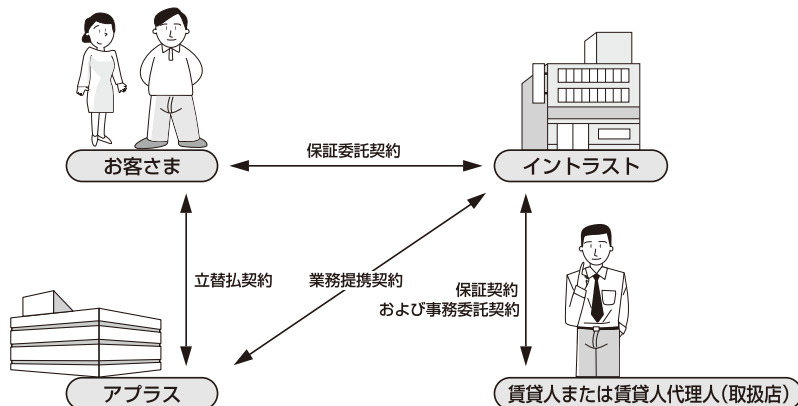


アプラス家賃サービス契約について

1. 家賃サービスの仕組み



※アプラスは、イントラストと事務委託契約を締結した賃貸人または賃貸人代理人（取扱店）の依頼に基づきイントラストに立替払いを行います。

- お客さまがイントラスト保証委託契約を利用して賃貸借契約を締結された場合、賃貸借費用等および月次事務手数料・初回保証料・更新保証料はアプラスがお客さまに代わって立替払いいたします。お客さまは賃貸借費用等および月額事務手数料をアプラスの口座振替のしくみを利用して、アプラスにお支払いいただくことになります。
- つまり、お客さまは賃貸人と賃貸借契約を結ぶだけでなく、別にアプラスと立替払契約を結ぶとともにイントラストと保証委託契約を結ぶことになります。
- アプラス家賃サービス契約に関して、お客さまの個人情報が個人情報情報機関に「カード商品」または別途個人情報情報機関が指定する名称にて登録されます。詳しくは「個人情報の取扱いに関する同意条項」をご参照ください。

2. 事務手数料について

サービスの利用にあたり、利用申込書記載の事務手数料をお支払い頂きます。尚、契約物件を中途解約した場合でも、既に発生した手数料については返還されませんのでご了承ください。

3. 契約の成立

家賃サービス契約は、お客さまのお申込みをアプラスが承認し、賃貸人または賃貸人代理人及びイントラストに通知したときに成立します。お申込みの内容（約款）をご確認のうえ、お申込み手続きをおこなってください。

4. 月々の家賃お支払いについて

毎月27日に翌月分の家賃をお引落としさせていただきます。
 (例) 11月分家賃→10月27日引落とし

5. 本人確認書類等の提出について

お申込みの際は下記本人確認書類等をご用意ください。

本人確認書類	注意事項
運転免許証	住所変更がある場合は、裏面も必要 (本籍の記載がある場合は、本籍を黒く塗りつぶしてください)
運転経歴証明書	住所変更がある場合は、裏面も必要
パスポート	顔写真・住所記載のページ
各種健康保険証	氏名・住所・生年月日記載のページ 保険者番号、被保険者等記号(番号)、2次元コード等は黒く塗りつぶしてください。
在留カード	✓ 永住者の方。 ✓ 中长期在留者の方は、原則、在留期間が賃貸借契約の契約期間以上ある場合 (更新可能な場合を含む)で、就労資格がある方。 ✓ 在留資格が就労不可の場合は対象外。
特別永住者証明書	住所変更がある場合は、裏面も必要
各種年金手帳	氏名・生年月日記載のページ (年金番号の記載がある場合は、年金番号を黒く塗りつぶしてください)
住民基本台帳	申込住所記載のもの
住民票写し	申込住所記載のもの (本籍・個人番号の記載がある場合は、本籍・個人番号を黒く塗りつぶしてください)
マイナンバーカード	顔写真・お名前・生年月日・申込住所記載の面 (裏面は不要です。また通知カードは本人確認書類としてお取扱いできません)

ご注意

契約はあなたご自身のものです。かりにお客さまが単に名義を貸したとしても、お客さまに支払い責任がございます。どんなに親しい人からたのまれても、他人に名義を貸すのは絶対にやめましょう。

信販会社への
 問い合わせ・相談窓口は...



家賃サービスに関するお問合わせ先

●家賃サービス係 ☎ 0570-064-263

※0570(ナビダイヤル)は有料です。

※電話番号は、お間違いのないようお願いいたします。

アプラス家賃サービス利用申込書

アプラス御中

アプラス家賃サービスは、株式会社アプラス(以下、「会社」といいます)が、申込者(以下、「私」といいます)からの委託により下記申込物件に係る賃貸借契約に基づき、貸與人または貸與人代理人(以下「貸與人」と「貸與人代理人」を併せて「取扱店」といいます)および取扱店からの集金業務を再受託した集金業務受託会社兼保証会社(以下、「集金者」といいます。取扱店と集金者をあわせて「集金者等」といいます)に立替払いする制度(以下、「本制度」といいます)です。

私は、下記申込物件に係る「入居申込書」に記載した私の個人情報及び賃貸借契約内容等が集金者等から会社に提供されること、また、当該情報が「本制度利用に関する注意点」及び「個人情報の取扱いに関する同意条項」に基づき取扱われること、並びに「お申込みの内容(約款)」に同意のうえ本制度を申込みします。

申込日	年 月 日
申込者氏名 (自署)	(7/11)
管理会社コード	6 0 2 3 6 5 8 0 0 0
集金業務受託会社 兼保証会社	株式会社イントラスト
TEL : 03-5213-0250	FAX : 0570-078-017
申込物件名 部屋番号	

A	賃料			
B	管理費・共益費			
C	駐車場料金			
D				
E	月額賃借費用合計金			
F	更新保証料(月次)		3 3 0	
G	その他費用等	貸與人もしくは貸與人代理人からの通知による金額		
H	事務手数料	(E + F + G) × 0 %		
I	月額支払合計金	E + F + G + H		

「本制度利用に関する注意点」
<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の利用に関して、お客様の情報が個人情報機関に「カード商品」の名称で登録されます。 ・毎月27日に翌月分の賃借費用及び会社所定の事務手数料を加算した額をお引き落しいたします。 ・私は、本制度の結果について、結果の如何に問わず会社から集金者等に通知されることに承諾します。 ・本制度は、会社が承諾し集金者等に通知したときに成立するものとします。 ・本制度を利用し、賃貸借契約に基づく水道・ガス・光熱費等の変動費等のその他費用の立替払いを委託する場合は、月額支払合計金が増加することがあります。

「個人情報の取扱いに関する同意条項」
<p>第1条(個人情報の収集・利用の同意)(1)私は、会社が立替払契約(申込を含む。以下「本契約」といいます)並びに今後の取引に係る会社との取引の与信判断、与信後の管理のため、以下の各号の情報(以下「個人情報」といいます)を、保護措置を講じたうえで収集(インターネット等からの取得も含む。)し利用すること及び以下の会社の関連会社(以下単に「関連会社」といいます)と共同して利用することに同意します。なお、当該利用目的には、お客さまの個人情報(取引履歴、ウェブサイトの閲覧履歴その他の行動履歴等の情報および共同利用等により取得した情報を含みます。)を分析して推測した、お客さまの趣味・嗜好や信用度等に応じて行うもの(例えば、広告配信や与信判断等)を含みます。①申込物件に係る入居申込書(電磁的申込書を含む)に私が記載又は申込みに際して集金者等に提出した本人確認資料等に記載されている氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む)、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、お取引ニーズに関する情報、運転免許証等の記号番号、私の使用するデバイスおよびブラウザに関する情報、出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報等の「属性情報」(本契約締結後に会社が私から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む) ②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、支払方法、振替口座等の「契約情報」③本契約に関する利用開始後の返済残高、月々の返済状況・履歴等に関する「取引情報」④私が申告した私の年収(世帯年収を含む)、資産、負債等、会社が収集している他のクレジット等の利用履歴及び債務の返済状況等の「支払能力の判断のための情報」⑤電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等に一般に公開されている情報⑥映像、音声情報(個人の肖像、音声を磁気的または光学的媒体等に記録したもの)⑦私は、会社が本契約を行う者が私を代表することを確認するため、運転免許証、パスポート等の証明書の記載内容を確認すること(写しの入手を含む)又は会社が住民票の写し等を徴収すること(本契約締結後に住所確認を行う場合を含む)に同意します。⑧私は、会社が本契約の締結内容及び後日の交渉内容を事後の証拠のために収集することに同意します。⑨(会社は、個人情報、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、私の法令等が保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。⑩私は、集金者等が本条第1項①の個人情報について、私から通知を受ける等の方法により変更情報を知った場合には、集金者等が会社に対して、会社における与信後の管理のために、当該情報を提供することに同意します。⑪私は、集金者等が私との賃</p>

貸借契約の更新、管理等のために本条第1項①②③のうち必要な範囲で個人情報に会社から提供を受けることに同意します。第2条(個人情報の与信関連業務以外の利用)(1)私は、会社が、会社の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「集金代行事業」「リース事業」「融資事業」「保証事業」その他会社の定款に記載されている事業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する場合。②市場調査、商品開発のために利用する場合。③書面やその他媒体(電話、Eメール、携帯電話番号宛にショートメッセージサービスの方法により送信するものを含む)による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の契約に関する勧誘のために利用する場合。なお、会社の具体的な事業内容については、会社のホームページに掲載しております。②私は、会社が、会社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動等を実施する目的のため、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。

第3条(SBI新生銀行グループにおける共同利用)私は、会社が、株式会社SBI新生銀行(以下「SBI新生銀行」といいます。)およびそのグループ企業以下SBI新生銀行と併せて「SBI新生銀行グループ」といいます。)のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条(1)①乃至④の個人情報(ただし、次条の個人信用情報機関から取得した個人情報を除く。)をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該利用目的には、お客さまの個人情報(取引履歴、ウェブサイトの閲覧履歴その他の行動履歴等の情報を含みます。)を分析して推測した、お客さまの趣味・嗜好や信用度等に応じて行うもの(例えば、広告配信や与信判断等)を含みます。①私へのSBI新生銀行グループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため②私が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため③各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため④SBI新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため※当該共同利用に関する個人情報の管理については、SBI新生銀行が責任を有するものとします。

SBI新生銀行の住所・代表者はこちら 会社概要 | SBI新生銀行について | 企業・IR | SBI新生銀行 (sbishinseibank.co.jp) ※SBI新生銀行グループとは、SBI新生銀行、ならびにSBI新生銀行の有価証券報告書等に記載するSBI新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途会社にホームページにて公表します。

第4条(個人信用情報機関への登録・利用の同意)(1)私は、会社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟機関」といいます)及び加盟機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携機関」といいます)に照会し、私の個人情報(加盟機関の加盟会員によって登録される情報、官報情報など加盟機関が独自に収集・登録する情報を含む)が登録されている場合には、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。②私は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟機関に下表に定める期間登録され、加盟機関及び提携機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査(与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同じ)の目的に限り利用されることに同意します。③(加盟機関の名称・住所・問合わせ電話番号は以下のとおりです。なお、会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、私の個人情報を登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。名称:株式会社シー・アイ・シー(略称CIC)住所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15F 電話番号:ナビダイヤル 0570-666-414 URL:https://www.cic.co.jp/

登録情報	登録期間
①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	会社が信用情報を照会した日より6ヶ月間
③本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

加盟機関へ登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額又は利用可能枠、貸付額、保証額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等の契約内容に関する情報、及び利用残高、割賦残高、年間請求予定額、申込日、完済日、延滞等の支払状況に関する情報の全部又は一部となります。また、これらの項目以外に、本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛申請等の本人申告情報が登録されます。(4)提携機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。①名称:株式会社日本信用情報機構(略称JICC)住所:〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 友不動産上野ビル5号館 電話番号:ナビダイヤル 0570-055-955 URL:https://www.jicc.co.jp/ ②名称:全国銀行個人信用情報センター(略称KSC)住所:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号:03-3214-5020 URL:https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

第5条(個人情報の預託等の同意)(1)私は、会社が事務処理(コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合には、会社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。②私は、会社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡を含む)をする場合、第1条第1項①、②、③の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。【会社名:債権回収の委託を受ける債権回収会社】●名称:エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 住所:〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号●名称:アルファ債権回収株式会社 住所:〒104-0033 東京都中央区新川一丁目28番23号 東京ダイビルディング5号館

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)(1)私は、会社及び第4条で記載する個人信用情報機関に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示するよう請求することができるものとします。①会社に開示を求める場合には、第11条に記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。また、開示請求手続きにつきましては、会社のホームページに掲載しております。②個人信用情報機関が開示を求める場合には、第4条に記載の個人信用情報機関に連絡してください。②(前項に基づく会社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社はすみやかに訂正又は削除に応じるものとします。③(本条項不同意の場合の措置)私は、私が本契約において必要な記載事項(申込書等に記載すべき事項)の記載を希望しない場合、又は第2条および第3条①を除く本条項の内容の全部又は一部を承認できない場合は、会社が本契約を拒否する場合がありますことに同意するものとします。

第8条(利用停止の申出)第2条および第3条による同意を得た範囲内で会社が個人情報を利用している場合であっても、私が第2条および第3条①の目的での利用停止の申出をした場合は、会社はそれ以降の当該目的での利用を停止する措置を取るものとします。ただし、会社が送付する「ご返済予定表」等に同封する封入物の送付停止の申出はできません。②

第9条(契約が不成立の場合の同意)私は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、私の支払能力の調査のため、加盟機関が第4条記載の期間登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

第10条(条項の変更)本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。第11条(個人情報の開示に関する問合わせ窓口)個人情報については、個人情報管理室が責任部署となります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関する問合わせ先は以下のとおりです。住所:吹田市豊津町9番11号 EDGE江坂 担当部署:株式会社アプラス お客さま相談室 電話番号:0570-001-770 ※0570(ナビダイヤル)は有料です。 ※電話番号は、お間違いのないようお願いいたします。 URL:https://www.aplus.co.jp/

お申込みの内容(約款)

〔立替払契約条項〕

私は、アプラス家賃サービス利用申込書(以下、「利用申込書」といいます)記載の申込物件に係る賃貸借契約者(以下、単に「賃貸借契約者」といい、賃貸借契約者が私である場合を含みます)が、申込物件に係る賃貸人(以下、単に「賃貸人」といいます)との間で締結する賃貸借契約に関して、私が賃貸人または賃貸人代理人(以下、単に「賃貸人代理人」といい、賃貸人とあわせて「取扱店」といいます)および取扱店からの集金業務を再受託した集金業務受託会社兼保証会社(以下、「集金者」といいます)取扱店と集金者をあわせて「集金者等」といいます)に対して支払う費用(その具体的な内容は第14条に定めるものとします)を、会社が集金者等に対して立替払することについて、会社との間で、次のとおり立替払契約(以下、「本契約」といいます)を締結します。

第1条(立替払)(1)私は、①賃貸借契約者が賃貸人に対して支払う入居申込書記載の月額賃借費用(賃借物件明渡日までの間に、私が賃貸人に対して負担する他の月額賃借費用相当額を含み、以下「賃借費用」といいます)を、会社が賃貸人へ立替払すること、および②賃貸借契約者が賃貸借契約に関して取扱店に対して負担する更新事務手数料その他の費用(以下「取扱店費用」といいます)を、会社が取扱店へ立替払することおよび③賃貸借契約者が集金者と締結する保証委託契約に関して集金者に対して負担する保証料その他の費用(以下、「保証会社費用」といいます)を会社に委託し、会社はこれを受託するものとします。なお、賃貸人が、①の賃借費用の集金を集金者に委託している場合には、私は会社が賃借費用を集金者に立替払することを委託するものとします。(2)私は、賃借物件における水道・ガスその他の使用料金、賃貸借契約者と賃貸人との賃貸借契約書に記載された当該賃貸借契約に基づき賃貸借契約者が負担する更新料、増額敷金、およびその他賃貸借契約に関して私が負担する手数料等(以下、これらを「その他費用等」といい、賃借費用および取扱店費用、保証会社費用とあわせて「賃借費用等」といいます)を本契約の対象とすることができるものとし、この場合は、私は会社に対し、その他費用等の立替払を委託するものとします。なお、この場合の立替払額は、集金者が会社に通知した額とします。

第2条(有効期間)(1)本契約は、会社が承諾し、集金者等に通知したときに成立するものとし、賃借物件の明渡しがなされるまで(ただし、賃借物件の明渡し前に、会社と集金者との間で取決めた期日が到来する場合には同期日まで)存続するものとします。また会社が承諾しない場合もその旨集金者等に通知されるものとします。この場合、取扱店から私にその旨が通知されるものとします。(2)本契約は、賃貸借契約者と賃貸人との間の賃貸借契約が更新された場合は、更新後の期間についても有効に存続するものとします。(3)私が、賃貸借契約に定める期日までに賃貸借契約の終了もしくは解約の申出を行わないときは、私は、会社が集金者から通知された条件により、賃貸借契約およびこれに基づき本契約が更新されたものとして取扱うことと異議をいものとします。なお、私は、会社から賃貸借契約の更新・条件の変更ならびに本契約の更新・変更に関し、確認書等の書面の提出を求められたときは、これに応じるものとします。

第3条(賃借費用等の立替払)(1)会社は、集金者との間で取決めした期日に、賃借費用等を立替払するものとします。(2)私は、会社が集金者との間の取決めにより前項の立替払日を変更できることを、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第4条(弁済金の返済)私は、会社に対して、賃借費用等を利用して利用申込書記載の事務手数料を加えた入居申込書記載の月額支払合計金(以下、「弁済金」といいます)を、利用申込書記載の支払日に、私が指定し会社が認めた支払口座からの口座振替の方法により支払うものとします。ただし、当該支払日までに当該方法による支払がない場合には、会社の指定する預貯金口座への振込み、コンビニエンスストアでの支払い、その他会社が認める方法により支払うことができるものとします。なお、コンビニエンスストアでの支払いをする場合、コンビニエンスストアが当該弁済金を受領した時点で、会社に対する支払いがなされたものとします。

第5条(初回事務手数料)私は、本契約について、利用申込書記載の初回事務手数料がある場合は、会社から別途通知される初回支払日までに会社に支払うものとします。

第6条(賃借費用等の変更)私は、賃貸借契約期間中に、次の各号に定める事由により賃借費用等が変更された場合には、会社に立替払を委託する賃借費用等も当然に変更され、集金者から会社に通知があったときに、変更後の契約が成立することを承諾するものとします。なお、この場合、特に変更契約書の取交わりは行わないものとします。①賃借費用等の改定、②新たな賃借費用等の発生もしくは消滅、③消費税法で定める税率または課税範囲の変更。

第7条(返還敷金等の代理受領)(1)私(賃貸借契約者である場合に限る。以下、本条および第14条において同じ)は、賃借物件の明渡時に、私が本契約に基づき会社に対して負担する支払債務が存するときは、私が賃貸人から支払いを受けるべき次の各号の請求額に基づき金員について、会社が私が代理して受領することを予め承諾するものとし、①賃借物件の明渡時に返還を受けることを条件として、私が賃貸人に預託した敷金・保証金その他の金員の返還請求権、②賃借物件明渡日の翌日以降の未賃借期間相当分の日割り賃借費用等の返還請求権、③その他本契約または本契約に付随する契約に基づき発生し、または将来発生する一切の債権、(2)私は、次の各号の行為を行わないものとします。①前項各号の債権を第三者に譲渡、質入又は担保提供等すること、②前項の会社への代理受領の委任を解除したり、第三者に代理受領を委任すること。

第8条(届出事項の変更)(1)私は、私または賃貸借契約者が、住所・氏名・勤務先・指定預金口座等を変更する場合は、あらかじめ書面をもって会社に通知します。ただし、会社が適当と認めた場合には、会社への電話等での連絡により届け出ることでもできるものとします。(2)私は、前項の通知を怠った場合、会社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、会社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、前項の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとします。

第9条(費用等の負担)(1)私は、次の各号に定める費用を負担するものとします。①会社に対する弁済金の支払いに要する費用。(2)私が会社に対する弁済金の支払いを滞遅したときにより、会社が振込用紙を送付する等の再請求手続きを行ったときは、再請求手続き1回につき660円(税込)を上限とした費用。(3)会社が私の都合により訪問集金したときは、1回につき1,100円(税込)。(4)会社が私に対して、書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用。(5)本契約の締結費用および本契約に基づく会社の権利行使または保全に要する費用。(2)私が会社に支払う費用について公租公課が課せられた場合は、私は、当該公租公課相当額または当該増額部分を負担するものとします。

第10条(紛議)(1)私は、賃貸借契約に関し、集金者等との間で紛議が生じた場合は、すべて私および賃貸借契約者と集金者等との間で解決するものとし、会社に対する弁済金の支払いを免れることはできないものとします。(2)私は、賃貸借契約者が、賃貸借契約に関し、集金者等に対して、賃借費用等の支払停止を主張し得る正当な事由が存在し、集金者等に対する支払いを停止する場合は、会社に対して、事前に書面をもって通知するものとします。この場合は、当該通知の到達日以降に支払期日が到来する賃借費用等については、集金者等に対する立替払の停止を会社に依頼することができるものとします。(3)私が、会社に対する前項の通知を怠ったことにより、会社が本契約に基づき、集金者等に賃借費用等を立替払した場合、私は、当該立替払金に係る弁済金の支払いを免れることはできないものとします。

第11条(遅延損害金)私が会社に対する弁済金の支払いを滞遅したときは、支払期日の翌日から返済に至るまで、各弁済金に対して年14.60%(1年を365日とする)日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第12条(賃貸借契約の終了の通知)(1)私は、賃貸借契約の解除または解約もしくは賃貸借契約期間の満了等により、賃貸借契約を終了するときは、集金者等に対し、賃貸借契約書に定める期日までにその旨を通知するものとします。(2)私が前項の通知を怠った場合には、第10条第3項に準ずるものとします。

第13条(反社会的勢力の排除)(1)私は、私および賃貸借契約者が、現在、次の各号のいずれかに該当しないかつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロ⑦特殊知能暴力集団等⑧前各号の共生者(前各号に掲げる者の

資金獲得活動に乗じ、または前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者)⑨その他前各号に準ずるもの(2)私は、私または賃貸借契約者が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為④風説を流布し偽計を用いまた威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為(3)私または賃貸借契約者が第1項または第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会社は、私に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、私はこれに応じるものとします。

第14条(返還敷金等による弁済)(1)会社は、第7条第1項に基づき代理受領した金員を、私に通知することなく、私が本契約に基づき会社に対して負担する支払債務の弁済に充当することができるものとします。(2)前項により、会社が第7条第1項に基づき代理受領した金員を私が本契約に基づき会社に対して負担する債務の弁済に充当した場合において、余剰金が発生した場合は、当該余剰金は会社から私に返還されるものとしますが、不足が生ずる場合は、私は会社に対して当該不足額を直ちに弁済するものとします。

第15条(弁済金の遅延に伴う取扱い)(1)私が、会社に対する弁済金の支払いを滞遅した場合は、集金者等から、賃貸借契約に基づく賃借費用等の支払債務を不履行したものとして取扱われるものとして異議のないものとします。またその取扱いには会社の賃借費用等の立替払の有無にかかわらずのものとします。(2)前項の場合、私は、私の会社に対する弁済金の滞遅状況について、会社が集金者等に対して通知しても、異議無いものとします。

第16条(本契約の終了)(1)本契約は、以下の各号のいずれかの事由が生じたときは、当然に終了するものとします。ただし、私が本契約に基づき会社に対する債務の支払いを完了していない場合、私はその支払いを免れることはできず、その限りにおいて本契約の関連条項が適用されるものとします。①賃借物件の変更、賃借費用の変更その他賃貸借契約の内容に重大な変更があったとき、②賃借物件について、集金者等が賃借費用等の受取権限を有さない等、集金者等と会社との本契約取扱いに係る提携契約(以下「提携契約」といいます)で定められた会社が立替払等を行うための要件が充足されなくなったとき、③提携契約が終了したとき、④私が賃借費用等の債務の支払停止を主張し得る正当な事由を理由に賃借費用等の支払いを拒否し、集金者等および賃貸借契約者との間で賃貸借契約について紛議が生じ、これが2ヶ月以上解決しないとき、⑤賃貸人が賃料不払いを理由に賃貸借契約を解除した後に、賃貸人または賃貸借契約者が、再度賃貸借契約を締結する、あるいは従前の賃貸借契約の存在を認める等の内容の和解をしたとき、⑥私について破産手続開始決定がなされ、破産管財人が選任されたとき、⑦私が死亡したことを会社が知ったとき、(2)本契約は、以下の事由が生じた場合も、当然には終了しないものとします。①私について破産手続開始決定がなされたとき(破産管財人が選任された場合を除く)。

第17条(期限の利益の喪失、本契約の解除)(1)次の各号のいずれかの事由が生じたとき、または次項により会社が本契約を解除したときは、私は当然に期限の利益を失い、会社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合において、私が本契約に基づく会社に対する未払債務を完済するまでは、本契約の関連条項が適用されるものとします。①私が本契約に基づく弁済金の支払いを滞遅したとき、②私が第三者・民事再生仮押入れ、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき、③私について破産・民事再生手続の申立があったとき、④私がこれら手続の前提とした代理人が選任されたとき、⑤私が振り出した手形・小切手が発行されずとなるとき、⑥私が会社に対して負担する他の支払債務について、期限の利益を喪失したとき、⑦その他私の信用状態が著しく悪化したとき、(2)会社は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、私に何らの通知・催告を要することなく、いつでも本契約を解除することができるものとします。①賃貸借契約者が死亡したとき、②私が本契約を申し込むにあたり、住所・氏名・年齢・職業・電話番号・収入・資産関係など信用調査の重要事項について虚偽の申告をしたことが判明したとき、③賃貸人または集金者等と賃借人との間に入居申込書に記載された内容の賃貸借契約、その他の利用契約がない、またはその契約内容が異なっていることと会社が合理的に判断したとき、④賃貸借契約書および入居申込書に記載された入居者と対象物件の真実の入居者が異なっていることと会社が合理的に判断したとき、⑤賃貸人または集金者等が賃借費用等の受取権限を有さない等、提携契約で定められた会社が立替払を行うための要件が充足されていないことが判明したとき、⑥賃貸人または集金者等が提携契約で定められた禁止事項に違反したとき、⑦私が日本語を理解できない等の理由により、本契約を継続することが困難であると会社が合理的に判断したとき、⑧賃貸人または集金者等が変更になったとき、⑨私が第13条第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、同条第1項もしくは第2項の規定に基づき確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または同条第3項の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、本契約を継続することが不適切であると会社が判断したとき、(3)前項⑨の規定の適用により、会社に損害、損失または費用(以下、これらを「損害等」といいます)が生じた場合には、私は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項⑨の規定の適用により、私に損害等が生じた場合であっても、私は、当該損害等についての賠償を会社に請求できないものとします。

第18条(定期借家等)賃借物件に係る賃貸借契約の種類が借地借家法に規定する定期建物賃貸借または期限付賃貸借であり、賃貸借契約期間終了後に賃借物件について私が新たに賃貸借契約(以下、「再契約」といいます)を締結する場合には、会社が私に対して特段の通知を行わない限り、本契約は更新されるものとします。この場合、再契約時に差し入れられた敷金等の返還請求権については、第7条および第14条に準ずるものとします。

第19条(弁済金の充当順序)私の会社に対する弁済金が、本契約に基づき会社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りない場合は、私は会社が、私への通知なくして、会社所定の充当順序により、当該弁済金の債務への充当を行うことに何ら異議のないものとします。

第20条(公的書類等の取得・提出の同意)(1)私は、本契約に係る審査のためもしくは本契約成立後における債権管理のために、会社が必要と認めた場合には、私の住民票などを会社が取得し利用することに同意するものとします。(2)私は、会社が、債権管理の目的のため、私の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握することを目的として、提出期限を指定して各種確認や公的書類等の提示または提出を求めた場合には、これに応じるものとします。

第21条(賃貸人及び集金者等の変更)(1)賃貸人が変更となり、変更後の賃貸人及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は本契約における賃貸人を変更後の賃貸人とすることに同意するものとします。また、会社が月額賃借費用を賃貸人に立替払している場合、私は会社が私に特段の手続きをとることなく、引き続き本契約に基づき、変更後の賃貸人に立替払することに同意するものとします。(2)集金者等が変更となり、変更後の集金者等及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は会社が私に特段の手続きをとることなく本契約における集金者等を変更後の賃貸人代理人とし、引き続き本契約に基づき、変更後の集金者等に立替払することに同意するものとします。(3)私は前二項の同意に伴い、本契約に関する個人情報取扱いに関する同意条項における集金者等についても、変更後の集金者等がこれに該当するものとし、当該同意条項が適用されることに同意するものとします。

第22条(合意管轄裁判所)私は、本契約について紛争が生じた場合、訴訟のいかににかかわらず、私の住所地または契約地ならびに会社の本社・東京本部・各支店・各営業所・各センター所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

【問合わせ・相談窓口】

1.賃貸借契約についてのお問合わせ、ご相談は賃貸人または集金者等にご連絡ください。

2.立替払契約についてのお問合わせ、ご相談は下記のアプラスにご連絡ください。

株式会社アプラス 家賃サービス係 TEL.0570-064-263

※0570(ナビダイヤル)は有料です。※電話番号は、お間違いないようお願いいたします。

PRO-Support II

イントラスト控え

「個人情報の収集・利用・提供等に関する条項」の同意書及び保証委託契約内容確認書

個人情報の収集・利用・提供等に関する条項（全体を通じて、「本条項」といいます。）

保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人、連帯保証人）（以下これらの者を「申込者等」という）は、株式会社イントラスト（以下「当社」という）が本条項に従い個人情報を取り扱うことに同意いたします。

第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

(1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の保証委託申込書、保証委託契約書に記載された属性情報（変更後の情報を含む）。

(2) 保証委託契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報。

(3) 保証委託契約に関する賃料支払状況等の取引情報。

(4) 運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報。

(5) 個人の肖像又は音声または磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。

(6) 裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。

第2条（関連する個人情報）

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条（個人情報の利用目的）

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- 保証委託契約の締結可否の判断のため。
- 保証委託契約の締結及び履行のため。
- 保証委託契約に基づく事前及び事後求償権の行使のため。
- サービスの紹介のため。
- サービスの品質向上のため。
- 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による商品やサービスの研究や開発のため
- 債権譲渡または債権管理のため
- ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
- 賃借人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため。
- 賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。
- 上記(1)から(10)の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

第4条（個人情報の第三者への提供）

当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

i 法令に基づく場合。

ii 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき。

iii 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき。

iv 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。

i 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃借人、管理会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、再保証会社、又はその他しるべき第三者に対し提供すること。

ii その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

第5条（第三者の範囲）

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

(1) 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）。

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

第6条（個人情報の当社への提供）

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃借人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第7条（個人情報の利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等）

(1) 当社は、当社所定の方法により、申込者等本人から、当該申込者等本人が識別される個人情報の利用目的の通知または開示を求められたときは、申込者等本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報の利用目的の

通知又は開示をします。ただし、開示することにより以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社の判断により個人情報の全部又は一部の利用目的の通知又は開示をすることはありません。

- 申込者等本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 - 法令に違反することとなる場合。
- (2) 当社は、当社が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに当該情報を最新の情報へ訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という）します。
- (3) 当社は、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用している場合、個人情報を不正に取得した場合、及び不正に第三者に提供した場合、申込者等本人の請求に応じて当該個人情報の利用又は第三者への提供を停止（以下「利用停止等」という）します。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、申込者等本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
- (4) 個人情報の利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等をご希望の方は、下記問合せ窓口までご連絡ください。

第8条（個人情報の正確性）

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第9条（必要情報の提出）

申込者等は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む）を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己資産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第10条（個人情報の提供の任意性）

当社は、申込者等から提供を受けた個人情報に基づき保証委託契約の締結可否の判断を行います。必要な個人情報を提供いただけない場合には、保証委託契約の締結をお断りさせていただきます。

第11条（審査結果）

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第12条（個人情報の管理）

- 当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
- 当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第13条（個人情報の取り扱い業務の外部委託）

当社は、個人情報の取り扱い業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第14条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第15条（本条項の改定）

当社は、法令等の定めがある場合を除き、本条項を随時変更することができるものとします。

第16条（個人情報管理責任者）

株式会社イントラスト 個人情報保護管理者

第17条（問合せ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社イントラストお客様相談窓口
電話番号：03-5213-0805
受付時間：月曜日～金曜日（土日、祝祭日除く）9:00～18:00
※通話内容につきましては、電話対応の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

保証委託契約内容に関する重要事項

大切な内容ですので、下記の内容をよくお読みになったうえでお申込をお願いします。

なお、本書面はご契約内容を全て記載しているものではありませんので、ご契約内容の詳細は保証委託契約約款をご覧ください。

1. 申込先の保証会社について

商号：株式会社 イントラスト
所在地：東京都千代田区麹町1-4
問合せ先：03-5213-0805（土日、祝祭日を除く 9時から18時）

2. 保証の範囲および内容について

保証範囲 ①賃貸契約における賃料等（賃料、共益費、管理費、駐車場料、町会費等）
賃貸借契約更新料、賃貸借契約が解除された場合の明渡しまでの賃料等損害金
②訴訟その他法的手続き費用
保証上限額 賃料等の24ヶ月分に相当する金額

3. 保証期間について

保証期間 保証開始から1年間（1年毎に更新）

4. 保証委託料について

初回保証委託料：賃料等の50%
更新保証料：10000円（1年毎）

事務手数料：定額300円（税別）（毎月）

※原契約が原契約の賃貸借期間の満了日前に終了した場合、又は賃料等が保証期間の途中で減額された場合、当社が保証委託契約書を解除する場合であっても、当社は、お客様から受け取った保証委託料等を返還いたしません。

5. 求償権の行使について

お客様が賃料等の未納などにより、賃貸借契約の金銭支払債務を当社が保証した場合、物件オーナー様・不動産管理会社様に代わり当社がお客様にお支払のご請求をさせていただきます。また、当社の定めた期日までにお支払いいただけない場合、遅延損害金として年14.6%の金額を加算してお支払いいただきます。

6. 事前求償について

賃貸借契約の金銭支払債務につき当社が保証前であっても、賃貸借契約の金銭支払債務の支払い期日が過ぎている場合、原契約又は本契約の各条項につきでも違反した場合（保証委託契約約款第6条参照）などには当社は、事前にお客様にお支払のご請求をさせていただきます。

私は、「保証委託契約内容に関する重要事項」についての説明を受け理解しました。また「個人情報の収集・利用・提供に関する条項」に同意のうえ、申込を行いません。

S372-0102

お申込日	申込者ご署名欄
西暦20 年 月 日	

PRO-Support II

お客様控え

「個人情報の収集・利用・提供等に関する条項」の同意書及び保証委託契約内容確認書

個人情報の収集・利用・提供等に関する条項（全体を通じて、「本条項」といいます。）

保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人、連帯保証人）（以下これらの者を「申込者等」という）は、株式会社イントラスト（以下「当社」という）が本条項に従い個人情報を取り扱うことに同意いたします。

第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の個人に関する情報をい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

(1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の保証委託申込書、保証委託契約書に記載された属性情報（変更後の情報を含む）。

(2) 保証委託契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報。

(3) 保証委託契約に関する賃料支払状況等の取引情報。

(4) 運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報。

(5) 個人の肖像又は音声は磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。

(6) 裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。

第2条（関連する個人情報）

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条（個人情報の利用目的）

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- 保証委託契約の締結可否の判断のため。
- 保証委託契約の締結及び履行のため。
- 保証委託契約に基づく事前及び事後求償権の行使のため。
- サービスの紹介のため。
- サービスの品質向上のため。
- 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による商品やサービスの研究や開発のため
- 債権譲渡または債権管理のため
- ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
- 賃貸人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため。
- 賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。
- 上記(1)から(10)の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

第4条（個人情報の第三者への提供）

- (1) 当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。
- 法令に基づく場合。
 - 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。
- 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、再保証会社、又はその他かかるべき第三者に対し提供すること。
 - その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

第5条（第三者の範囲）

- 以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
- 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）。
 - 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

第6条（個人情報の当社への提供）

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第7条（個人情報の利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等）

- (1) 当社は、当社所定の方法により、申込者等本人から、当該申込者等本人が識別される個人情報の利用目的の通知または開示を求められたときは、申込者等本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報の利用目的の

通知又は開示をします。ただし、開示することにより以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社の判断により個人情報の全部又は一部の利用目的の通知又は開示をすることはありません。

- 申込者等本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 - 法令に違反することとなる場合。
- (2) 当社は、当社が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに当該情報を最新の情報へ訂正、追加又は削除（以下「訂正等」といいます）。
- (3) 当社は、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用している場合、個人情報を不正に取得した場合、及び不正に第三者に提供した場合、申込者等本人の請求に応じて当該個人情報の利用又は第三者への提供を停止（以下「利用停止等」といいます）します。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、申込者等本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
- (4) 個人情報の利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等をご希望の方は、下記問合せ窓口までご連絡ください。

第8条（個人情報の正確性）

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第9条（必要情報の提出）

申込者等は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む）を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第10条（個人情報提供の任意性）

当社は、申込者等から提供を受けた個人情報に基づき保証委託契約の締結可否の判断を行います。必要な個人情報を提供いただけない場合には、保証委託契約の締結をお断りさせていただきます。

第11条（審査結果）

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第12条（個人情報の管理）

- 当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
- 当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第13条（個人情報取り扱い業務の外部委託）

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第14条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第15条（本条項の改定）

当社は、法令等の定めがある場合を除き、本条項を随時変更することができるものとします。

第16条（個人情報管理責任者）

株式会社イントラスト 個人情報保護管理者

第17条（問合せ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社イントラストお客様相談窓口

電話番号： 03-5213-0805

受付時間： 月曜日～金曜日（土日、祝祭日除く）9:00～18:00

※通話内容につきましては、電話対応の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

保証委託契約内容に関する重要事項

大切な内容ですので、下記の内容をよくお読みになったうえでお申込をお願いします。

なお、本書面はご契約内容を全て記載していませんので、ご契約内容の詳細は保証委託契約約款をご覧ください。

1. 申込先の保証会社について

商号：株式会社 イントラスト

所在地：東京都千代田区麹町1-4

問合せ先： 03-5213-0805（土日、祝祭日を除く 9時から18時）

2. 保証の範囲および内容について

保証範囲 ①賃貸契約における賃料等（賃料、共益費、管理費、駐車場料、町会費等）

賃貸借契約更新料、賃貸借契約が解除された場合の明渡までの賃料等損害金

②訴訟その他の法的手続き費用

保証上限額 賃料等の24ヶ月分に相当する金額

3. 保証期間について

保証期間 保証開始から1年間（1年毎に更新）

4. 保証委託料について

初回保証委託料： 賃料等の50%

更新保証料： 10000円（1年毎）

事務手数料： 定額300円（税別）（毎月）

※原契約が原契約の賃貸借期間の満了日前に終了した場合、又は賃料等が保証期間の途中で減額された場合、当社が保証委託契約書を解除する場合であっても、当社は、お客様から受けた保証委託料等を返還いたしません。

5. 求償権の行使について

お客様が賃料等の未納などにより、賃貸借契約の金銭支払債務を当社が保証した場合、物件オーナー様・不動産管理会社様に代わり当社がお客様にお支払のご請求をさせていただきます。また、当社の定めた期日までにお支払いいただけない場合、遅延損害金として年14.6%の金額を加算してお支払いいただきます。

6. 事前求償について

賃貸借契約の金銭支払債務につき当社が保証前であっても、賃貸借契約の金銭支払債務の支払い期日が過ぎている場合、原契約又は本契約の各条項に一つでも違反した場合（保証委託契約約款第6条参照）などには当社は、事前にお客様にお支払のご請求をさせていただく場合がございます。

私は、「保証委託契約内容に関する重要事項」についての説明を受け理解しました。また「個人情報の収集・利用・提供に関する条項」に同意のうえ、申込を行いません。

S372-0102

お申込日	申込者ご署名欄
西暦20 年 月 日	